

川崎市住宅市街地総合整備事業補助採択基準

川崎市住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱第2条に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

1 施行区域住宅市街地総合整備事業の整備計画において、原則として主な街区として位置付けられている区域であること。

2 敷地及び建築物

(1) 敷地に接する道路の中心線以内の面積が原則として1,000平方メートル以上あること。

(2) 原則として建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に応じて次に掲げる割合以上の空地を当該地区に確保すること。

建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	空地の面積(空地面積と公開空地等の有効面積の合計(重複して計算してよい。))の敷地面積に対する割合
10分5以下の場合	1から建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の1.5を加えた数値
10分5を超える、 10分5.5以下の場合	10分6.5
10分5.5を超える場合	1から建築基準法第53条の規定による建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値に10分の2を加えた数値

(3) その敷地が幅員6m以上の道路に4m以上接すること。

(4) 地階を除く階数が3階以上であること。

(5) 耐火構造又は準耐火構造であること。

(6) 一戸当たりの住戸専用面積は、原則として川崎市住宅基本計画に定める誘導居住水準の利便型以上であること。

(7) 住戸形式は原則としてファミリータイプを主体とすること。

(8) 設計された住宅及び建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受けるものであること。また、住宅性能評価に係る等級は、川崎市住宅基本計画に定める川崎市住宅性能評価推奨等級を満たすよう努めるものとすること。

3 その他建築物等の外観については、川崎市大規模建築物等景観ガイドラインの規定を準用し、周辺地域における都市景観の形成に寄与するよう努めるものとすること。